

### 日清互換條約において琉球の帰屬は決定されたか：一八七四年の台湾事件に関する日清交渉の再検討

張, 啓雄

---

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

19

(開始ページ / Start Page)

95

(終了ページ / End Page)

129

(発行年 / Year)

1992-09-18

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00015728>

## 日清互換條約において琉球の帰属は決定されたか

——一八七四年の台湾事件に関する日清交渉の再検討——

張 啓 雄

### 問題意識

明治政府は日清両国の互換條約により琉球の帰属は解決されたと主張している。今日の学界においても、琉球が日本領土の一部であることは一八七四年の日清互換條約に基づいて取決められたとするのが一般的には定説となっている。しかし日清間の「互換條約」には日本に帰属するといった文言は勿論、琉球の帰属に関する文言も一言も見当たらない。條約規定に明文化されていないのに、明治政府が琉球の日本帰属は同條約に基づき決定したと一方的に主張したのはなぜだろうか。その訳は明治政府による條約の拡大解釈という点にあったと考えられる。條約關係国の了承なしに勝手に條約の拡

大解釈をしたり、一国の都合だけで条約を一方的に解釈することが国際法においては許されるのだろうか。国際法における条約解釈に関する規定とはどのようなものだろうか。明文に規定されていないのに、決定したということが今日の学界において定説になったのはなぜだろうか。

このような疑問を解明し、真の歴史的事実を探求するためには琉球の帰属に関わる史料として「互換條約」の条文を逐一検討することが必要である。以上の次第が本小論で究明を試みようという問題意識になった理由である。

## 一 日清條約における文言の検討

一八七四年四月の初旬、明治政府は台湾出兵に際し次のような「大義名分」を掲げた。

明治四年十一月我琉球ノ民漂流シ台湾之蕃地ニ至リ土人ノ為ニ劫殺セラル、者五十四名又六年三月我小田県下備中浅江郡ノ住民佐藤利八等四名漂流シテ亦為ニ衣類器財ヲ掠奪セラル其土人兇暴ヲ逞フスルヤ如此而シテ支那政府ノ管轄ニ属セス化外自肆ニ任ス若シ棄テ問ハスンハ後患何ソ極ラン今膺懲ヲ行フ。<sup>(1)</sup>

もう少し詳しく述べよう。一八七一年末、琉球の宮古島民が暴風に遭って台湾東南部の八瑤湾に漂着した、上陸して間もなく彼らは牡丹社・高士仏社等の台湾先住民に殺害された。一般にはこの事件を「牡丹社事件」と呼んでいるが、日本ではとくに「琉球藩民蕃害事件」とも称している。<sup>(2)</sup>

琉球王国の兩属的な国柄に鑑み、琉球の併合を国際法上の領土領有の原則に適合させるために、明治政府は「牡丹社事件」勃発の翌一八七二年十月には日本全土にわたり実施されていた「廢藩置県」の国策に逆行して明朝以来、中国皇帝の冊封下にあった「属藩」の「琉球王国」をわざわざ「琉球藩」と改めた。また「琉球国王」も「琉球藩王」に改め、さらに管轄権も外務省から内務省に移管するといった布石を打っている。このような手段により日本側は琉球を自国の「属藩」に組み込み、琉球「藩民」のために台湾出兵を行なうという口実を作り上げた。しかし日中兩國の共同の「属藩」である琉球を自国の「属藩」に組込んで日琉宗藩関係を打ち立てることができたとはいえ、それによって中琉間の宗藩関係を断つことはできなかった。それゆえ台湾出兵の布石としては不十分であることを知り抜いていた明治政府は、敢えて性急に出兵するようなことはしなかった。ちょうどそのような時期に、明治政府にとっては絶好の機会が訪れた。一八七三年三月、佐藤利八等の日本国小田県備中郡の日本国「属民」が台湾東部の卑南に漂流し生蕃に「掠奪」されるといふ「被害」事件が起こった。明治政府はこの機会をとらえて新たに事件に利用し、「日本国属民漂流事件」として出兵の口実に掲げて台湾出兵を強行した。しかし中国側の抗議と列強のボイコットに遭い、さらに日中兩國の軍隊が台湾で相對峙して衝突の危機をはらんだが、英国の調停により兩國は和議の交渉会議を行なって「互換條約」、即ち「互換條款」を結んだ。この条約において琉球の帰属はどのように規定されているだろうか。次に本条約の全文の検討を試みる。

## 條約文の審査

## (1) 互換條約

會ニ議條款一。互立中辦法文據上事。照得各國人民有下應ニ保護不レ致レ受レ害之處上。應下由ニ

各國一自行中設レ法保全上。如在ニ何國一有レ事。應下由ニ何國一自行中查辦上。茲以下臺灣生番曾  
將ニ日本國屬民等一妄為上レ加レ害。日本國本意為ニ該番是問一。遂遣レ兵往レ彼。向ニ該生番  
等一詰責。今與ニ中國一議ニ明退レ兵並善レ後辦法一開ニ列ニ條于後一。

一日本國此次所レ辦。原為ニ保民義舉起レ見。中國不三指以為ニ不是一。

二前次所レ有遇レ害難民之家。中國定ニ給撫恤銀兩一。日本所レ有在ニ該處一修道建房等件。中  
國願ニ留自用一。先行レ議ニ定ニ籌補銀兩一。另有ニ議辦之據一。

三所レ有此事。兩國一切來往公文。彼此撤回註銷。永為レ罷レ論。至ニ於該處生番一。中國自  
宜下設レ法。妥ニ為約束一。以期中永保航客一。不上レ能ニ再受ニ兇害一。

## (2) 互換憑單

為

會ニ議ニ憑單一。臺番一事。現在業經下英國威大臣。同ニ兩國一議明上。並本日互立ニ辦法  
文據一。日本國從前被レ害難民之家。中國先准ニ給撫恤銀十萬兩一。又日本退レ兵。在ニ臺地一

所<sup>ル</sup>有<sup>ル</sup>修道建房等件。中國願<sup>カヒ</sup>ニ留<sup>メテ</sup>自用<sup>ス</sup>一。准<sup>ニ</sup>給<sup>ス</sup>費銀四十萬兩<sup>テール</sup>一。亦<sup>タ</sup>經<sup>タリ</sup>ニ議定<sup>ヨ</sup>一。准<sup>ス</sup>於<sup>ニ</sup>

日本 明治七 十二 二十ニ

國 同 治 十 三 年 十 一 月 日 一

中 同 治 十 三 年 十 一 月 日 一

日本 全行<sup>クオヒ</sup>ニ退兵<sup>一</sup>

國 均不<sup>ク</sup>得<sup>レ</sup>懲<sup>ツラ</sup>期<sup>一</sup>

中 全數付給<sup>ス</sup>

日本國兵未<sup>タ</sup>レ經<sup>ニ</sup>全數退盡<sup>一</sup>之時。中國銀兩亦不<sup>ニ</sup>全數付給<sup>セ</sup>一。立<sup>テ</sup>此<sup>ヲ</sup>為<sup>ス</sup>據。彼此各<sup>ク</sup>執<sup>テ</sup>一紙<sup>ヲ</sup>存<sup>ス</sup>照<sup>ヲ</sup>。<sup>ヲルベシ</sup>

上述のように、琉球の帰属については「互換條約」および「互換憑單」の條約正文のなかには全く規定されていない。つぎに問題とされた個所を逐字的に検討してみよう。まず「互換條約」の中には二個所ある。それは次の通りである。

(1) 前文

茲ニ台湾生蕃曾テ日本國ノ屬民等ヲ將テ、妄リニ害ヲ加フルコトヲ為ス。

(2) 第一条

日本國此次弁スル所ハ、原ト民ヲ保ツ義拳ノ為メニ見ヲ起ス、中國指テ以テ不是ト為サス。

次に、「互換憑單」の中にも下記の文言が見られる。

従前日本国害ヲ被ムル難民ノ家ニ、中國ハ先ズ撫恤銀十萬兩ヲ給フヲ准ス。

要するに「日本国属民」・「日本国：被害難民」・「保民義挙」という用語が問題となったところである。

## 2 問題点の検討

まず条約文の語句について考察しよう。本条約の締結趣旨は台湾事件を解決するための締約ではあったが、琉球の帰属を取決めるための締約でなかったことは確かである。条約文には「日本国属民」「日本国：被害難民」と書かれてはいるが、「琉球人」あるいは「日本人」とは書かれていない。条約文において「日本国属民」「日本国：被害難民」と明記されてある語句を一方的に「琉球人」と書き改めることは出来ない。同様に「日本人」とも書き改めることは出来ない。それゆえ、もし日本側が「日本国属民」「日本国：被害難民」という語句を一方的に「琉球人」と言い換えるのであれば、中国側も「日本国属民」「日本国：被害難民」という語句を勝手に「日本人」と言い換えることができることになる。したがって、形式論的には条約文に用いられる語句、つまり本条約に明記された「日本国属民」「日本国：被害難民」なる語句は「琉球人」および「日本人」のどちらを指す言葉でもない。それはあくまでも「日本国属民」であり「日本国：被害難民」そのものを指す語句でなければならぬ。

次に「義挙」とは「正義に適った行為」であると解釈される。この解釈に従えば、中国側が日本の台湾出兵を民を保つための「正義」に合致した行為であったとしたのは人道上の見地からそのように認めたもので、法的見地から認めたものではない。いわば、この行為は日本側の「義挙」により生じた中国の主権に対する侵犯である。日本側の領土主権の侵犯に対し、中国側は人道上の見地からすれば「義挙」とも解釈できるので「不是」としてその責任を追究しなかっただけのことである。もちろん日本側の台湾出兵を「是」として容認したのではない。「義挙」と「不是ト為サズ」の文言が同じ条文の同一の行に明記されてあるのはそのためである。したがってこれはあくまでも「是非」を論じた「道徳論」ではあっても、「帰属」を規定した「法的判定」ではない。

最後に「特定の語句」である「日本国属民」「日本国…被害難民」「保民義挙」の三つの語句を一つにまとめて検討してみよう。この三つの語句をまとめて解釈すると、その意味は、日本国難民を保護するための「義挙」であった“ということになる。しかしこの「義挙」が未だ日中「両属」下にある琉球藩民を保護するための「義挙」であったのか、それとも小田県人である日本国の国民を保護するための義挙であったのかは条約に明文化されていないので定かではない。それゆえ条約文に用いられたこれらの語句は日本國小田県人である日本国の国民を指した語句であると結論づけることは出来ないし、琉球藩の藩民を指した語句であったとすることもできない。要するに本条約の締結趣旨は琉球の帰属を取決めるためのものではなかったのである。条約に明記されていない語句を一方の都合だけ

で解釈することが法的な効力を持たないことは言うまでもない。

## 二 学界定説の検討

条約締結後、柳原前光は難民撫恤金を中国より獲得したことをもって

琉球を以て我属民与見認めし一確認也。<sup>(5)</sup>

と岩倉に報告した。また台湾蕃地事務局長官であった大隈重信も

征台の役に日本の費す所七百八十万円なりしかば、得失相償はざるの感ありと雖、清国は間接に琉球人が日本の臣民にして、随て琉球群島は日本の領土たることを認めたる。<sup>(6)</sup>

と述べ、さらに

一体に琉球は、此の征伐前は日支両国の両属の様な有様だったが、琉球人を殺したと云ふのも台湾討伐の理由なんで、以後は自然日本の領土と認むる様になり、永年の問題も解けた訳サ。<sup>(7)</sup>

と言って琉球の帰属に関しては一方的に日本の領有と解釈した。

このような明治政府の一方的な解釈の影響を受けて日本の学者はもとより、<sup>(8)</sup>外国人学者の多くも明治政府の宣伝に乗って無批判にそのような論調に追従し同様な解釈をしている。<sup>(9)</sup>その最も代表的な人物が米国人学者のモース (Hosea Ballou Morse) である。彼は次のように述べている。

この償金を支払うことによつて、(中国は) 過去五世紀にわたり貢物を納めていた琉球を暗に捨て去つた。<sup>(10)</sup>

概してこれらの学者は日本側の行なつた「生蕃膺懲」を指して中国側が「民を保つ義挙」であつたとした点を、「台湾生蕃曾テ日本ノ属民等ヲ将テ、妄リニ害ヲ加フルコト」と結び付け、日本政府が意図した「日本国属民ニ琉球人」という一方的な解釈を無批判に受け入れたのである。<sup>(11)</sup> この点に関する中国側の解釈がどのようなものであつたかは一顧だにされていないのである。総じて、これらの学者は「中国が『兵費償却』(indemnity)の代わりに、『撫恤金』(compensation)を支払つたという事実は人を欺けない遠回しな言い方であつた」と評している。<sup>(12)</sup> 一部の中国人学者も米国人学者の影響を受けて米国人学者のこのような価値観あるいは見解を無批判に受け入れて同じような論調に追従してしまつた。<sup>(13)</sup> しかし、蔣廷黻はこの事件で採られた出金による撤兵という台湾問題の解決方法については「中国が琉球を日本の属領と黙認したと、日本側に思わせるもの」であつたと批判した。<sup>(14)</sup> 王芸生も「『台湾生蕃曾テ日本国ノ属民等ヲ将テ妄リニ害ヲ加フルヲ為ス』という言葉は今後日本の琉球併合に予めて脚注(口実)を与えてしまつた」と述べている。<sup>(15)</sup> 要するに「互換條約」の内容が曖昧であつたという点が誤解を招きやすかつたということである。勿論、後ほど述べるように、言葉を濁し條約の内容を曖昧にしたのが日本側であることは言うまでもない。しかし誤解を招きやすかつたというよりは、むしろこの曖昧さのゆえにこそ、日本政府は條約の解釈を自からの意図した「日本国

属民「琉球人」とする方向へ一方的に導くことができたと言った方が正確ではなからうか。日本側は条約の解釈をこのように自分にとって有利な方向に導くことが出来るようになったとはいえ、この事件を通じ、日本側の全権代表として日清交渉を担当した大久保自身は琉球の排他的帰属を柳原や大隈のように楽観視してはいなかった。なぜであろうか。大久保は

今般清国談判ノ末、蕃地御征討ハ同国ヨリ義拳ト見認め、受害難民ノ為メ撫恤金ヲ差出候都合ニ立到リ、幾分カ我版図タル実跡ヲ表シ候へ共、未タ判然タル成局ニ難至、各国ヨリ異論無之ト申場合ニ到兼<sup>(16)</sup>。

と琉球の排他的占有を意図しながらも「成局ニ難至」、「各国ヨリ異論」と心配していたのである。

当時、日本政府の法律顧問であったボアソナードは琉球の帰属を「条約面中ニ其人民ヲ日本臣民ト名称シタ」ので「琉球島ニ日本ノ権アルコトヲ暗ニ認得シタルニ在リ」と結論づけている。しかし、その論理の基盤を「夫レ台湾蛮人ノ惨害ヲ蒙リタル航海者ハ琉球島人民ナルコトハ支那ニ於テ知ル所ナリ<sup>(17)</sup>」とする点に置いた彼の推論には大いに問題がある。何故ならば、条約においては琉球の帰属が規定されていなかったという事実はさて置き、彼の推論を支えた前提には十分な根拠があったとはいえないからである。以下の事実に基づきこれらの問題点を指摘しておきたい。

(1) 一八七三年六月二十一日、大使副島種臣の赴清に際し、彼に随行した書記官の柳原前光は総理衙門に対して「土蕃ナル者一昨年冬我国ノ人民彼地ニ漂泊セシヲ殺害セリ」と述べた。これに対し総理

衙門は「前年生蕃力暴殺セシハ、琉球国民ニシテ未タ貴国人ナルヲ聞カス」と反駁した。このことは中国の属藩である琉球王国の人民が台湾の「生蕃」に殺害された事実があると承認してはいるが、日本国の人民が殺害された事実があるとは承認したのではない。つまり琉球難民被害事件は中国の内政問題であるとして日本の琉球領有に対する主張を斥けたことを示している。

ついで柳原が「我政府ノ義務トシテ其罪ヲ処分セサルヲ得ス」と日本側による生蕃処分説を提起したのに対し、総理衙門は

抑琉球人ハ我カ属国ナレハ、其横難ニ遭タルトキ我福建ノ総督ヨリ殺余逃命ノ民ヲ救恤シテ仁愛ヲ加ヘ本国ニ帰シタルナリ。<sup>(18)</sup>

と中琉宗藩関係を説明し、属藩琉球の難民に対し中国は宗主国としてすでに撫恤を行なったので事件は解決済みであると強調した。外交交渉の場において中国側が表明した内政問題（琉球Ⅱ属藩）と救済ずみの問題という二つの主張点は、ボアソナードの推論では完全に無視されている。これが外交的史実において無視された第一の点である。

(2) 一八七四年八月、日本側は台湾出兵に関し、事件に対応するために柳原前光を駐華公使として北京入りさせたが、その折に柳原は中国側に対し「戕害我琉球民五十数名、強奪備中難民衣物<sup>(19)</sup>」という照会文を提出した。これに対し総理衙門は

若謂其戕害琉球民、則琉球国王応請命於朝廷；若謂強奪備中難民衣物…〈中略〉…応由貴大臣

照会本衙門弁理。且中国於琉球難民資送回国、並経閩浙総督派委前台防同知游熙等查弁<sup>(20)</sup>。

と答えて琉球難民事件を日本難民事件とは明確に区別して中琉宗藩関係を強調した。中国側は琉球難民に対しては宗主国として既に「撫恤」と「査弁」の責任を果たし終えている旨を告げ、柳原に反駁したのである。この点がボアソナードの推論においては無視された外交史実の第二の点である。

(3) 一八七四年九月十四日以降、北京における日中交渉は七回にわたる会談と照会を繰返し行なった。新たな日中論争に発展することを恐れた大久保は、後ほど「明治政府の琉球問題に関する日中交渉方針の検討」の項目で述べるように、琉球の帰属問題に関しては交渉を避けるようにと努めたのである。外交交渉会議において全く交渉されなかったことを一方的に推論し、あまつさえ一方的な結論を導き出している点は無効と言わざるを得ない。以上の点がボアソナードの推論においては無視されている外交的史実の第三点である。

上述のように中国政府は台湾が中国の主権に所属していること、琉球難民事件は中琉宗藩関係に基づく中国の内政問題であり日本の干渉すべきことではないとした。中国は宗主国として属藩の琉球難民に対しては既に撫恤・査弁を果たし終えていた。それゆえ十萬両の撫恤金は「属藩琉球」に対する再度の撫恤ではなく、大久保自身が主張したように佐藤利八など「漂民逢劫」であるところの「日本国民」たる備中難民に対して与えようとしたものである。この点は日中紛争の期間中も引き続き琉球側が中国に対し朝貢・慶賀を行なっていたこと、さらに宗主国たる中国が属国の難民を救助してくれ

たことに対し尚泰が琉球国王の名で閩浙総督に感謝状を贈ったり、台湾府官吏に謝礼金として銀三百両を贈った等の点から判断すれば容易に分かることである<sup>(21)</sup>。このような事実から判断すれば、恤金が「日本国民」に対して与えられたものであるのか、それとも「琉球藩民」に与えられたものであるかは明白であろう。それゆえ「琉球人」の「蕃害」を中国の「知ル所」であったとした点や、「互換條約」において「日本臣民ト名称シタ」などの点を根拠に、日中交渉を通じて琉球が日中両属から日本の排他的領有へと変わって日本に帰属することになったとしているボアソナーの推論は成立しないと言わざるを得ない。このような固定観念を矯正するために、以下において三つの点を検討する。

(1) 明治政府の琉球問題に関する日中交渉方針の検討

台湾事件において、琉球問題に関する日本政府の交渉方針は一八七四年二月の閣議で議決された「台湾蕃地処分要略」と題する決議案の第三条に規定されている。それは次の通りである。

清官若シ琉球ノ自国ニ遣使献貢スルノ故ヲ以テ両属ノ説ヲ發セハ、更顧テ關係セス其議ニ応セサルヲ佳トス。如何トナレハ、琉球ヲ控禦スルノ実権皆我帝国ニ在テ、且遣使献貢ノ非礼ヲ止メシムルハ、追テ台蕃処分ノ後ニ目的アレハ、空ク清政府ト辯論スルハ不可トス。<sup>(22)</sup>

また同年四月、日本政府が駐華公使柳原に下した内勅においては「琉球問題」に対する方針はさらに

次のように強調されている。

須ク該藩従前我ニ帰服スルノ証例ヲ辯明スヘシ、事而属等ノ名ニ涉リ枝節ヲ生スヘカラザル  
事。<sup>(23)</sup>

以上の文面からも分かるように、台湾事件に関する日中交渉において明治政府は「琉球帰属問題を表面に出すことを極力さける方針をとつた」<sup>(24)</sup>のである。それゆえ従来は一方的な単独領有論を主張していたにもかかわらず、中国側が中琉宗藩関係論を提起するや日本側は琉球の帰属問題に関しては全くふれないようにしたのである。琉球の帰属に関する問題は台湾事件をめぐる日中交渉においては勿論のこと、その後の日中交渉会議においても何らの解決をみるに至ってはいないのである。それにもかかわらず琉球の帰属問題は既に解決し、加えて琉球が日本に帰属しているとする日本側の主張は全く道理にあわず、一方的かつ身勝手な解釈であるとしか言いようがない。

中国側が十萬兩の撫恤金を与えようとした対象が既に中国自身の手で撫恤ずみの琉球人に対してではなく、小田県備中郡の日本人に対してであったことは自明の理といえる。<sup>(25)</sup>台湾事件を回顧して李鴻章は日本側の理屈に対し次のような中国側の憤慨の言葉を述べている。

當日内外諸臣詰難日人、亦謂琉球我之属国、難民被害我自酌懲、与日何干、而日人蛮不講理、  
擅自興兵。<sup>(26)</sup>

さらに付け加えれば、明治政府は「台湾蕃地」(高山(砂)族の居住地)の帰属と琉球帰属の問題

を自国にとって有利に運ぶために、牡丹社事件を起こした高山（砂）族の処分に関し中国政府の対応が緩慢である点を指して「擱置不弁」（放置して処分しない）とし、それは「政令の無」（政令が実施されていない）ということであると決め付けた。明治政府の理屈とは、要するに高山（砂）族の居住地域においては中国政府の政令は実施されず、政令が実施されていない以上、中国の領土主権も当然高山（砂）族の居住地域には及んでいないとする論法で一方的に決め付けているのである。明治政府の理屈を筆者が別稿において述べた国際法における「無主地先占」の論理<sup>(27)</sup>と結び付け、下記のように図式化して表現すれば、不等号となるべき個所が等号で結ばれるなど、日本側の論法が矛盾したものであることは一層明確である。

緩慢な対応Ⅱ『擱置不弁』Ⅱ『政令の無』Ⅱ『無主地先占』Ⅱ領有編入

つまり、緩慢な対応とは放置して処分しないことであり、そのことは台湾蕃地においては中国側の政令が実施されていないということである。政令が実施されていない以上、その地には中国側の領土主権は及ばなく無主地である。したがって占有国の領土となる。ゆえに台湾蕃地は日本領土に編入されるとする日本側の一方的な論理で拡大解釈をしているものである。日本側の論法は論理的矛盾を犯しているだけでなく、歴史的事実においても誤っていた。歴史的事実の誤りとは何を指すのだろうか。外務権大丞柳原が引用した中国政府刊行の文書と同一文書である同治十一年（一八七二年）四月初五日付の『京報』には次のように記載されている。

琉球国夷人遭風到閩、循例訊撫恤。夷伴有被台湾生蕃殺害、現飭認真查弁、恭摺馳奏：〈中略〉：難夷松大著島袋到五十七名到省、当即安插館駅、妥為撫恤<sup>(28)</sup>。

「飭」とは命令することである。「撫」の文字が使用されている点より判断すれば、中国側は属土台湾の高山（砂）族を処罰しなかったのではない。「查弁」という命令を下したことは紛れもない事実であり、属藩の琉球王国に対しても「撫恤」を与えて既に救済済みだったのである。

北京交渉において大久保が「互換条約」の約文の中に、琉球の帰属を明らかにし得る何らかの文言を記入しようとする意図を持ちながらも、結局は「日本国属（難）民」琉球人」という文言を条約文に明記しなかったのは何故だろうか。その訳はすでに述べたように、大義名分としてもその根拠が成り立ち得なかったこと、更に当時の日本としてはそれ以上に大きな犠牲を払う戦争を行ない得る状態ではなかったからである。仮に日本側が条約文に明記しようとする意図があつたとしても、中国側がそのような文言を認めるはずはなかったであろうし、当時の日本としても中国側にそれを飲み込ませるだけの国力は未だ持ちあわせている時代ではなかったはずである。

帰属交渉を無視して条約の拡大解釈により係争地を奪取するやり方は確かに領有の手段としては近道であろう。条約文の文言を曖昧にしておくことは、条約文の一方的な解釈を行おうと意図する日本側にとっては最も都合なことである。条約交渉会議や条約文において、明治政府が琉球の帰属問題や両属問題にはつきりとした決着をつけなかっただけでなく、更に「(清官若シ) 両属ノ説ヲ発セ

ハ、更顧テ關係セス其議ニ応セサル：〈中略〉…空ク清政府ト辯論スルハ不可」と命じているのはそのためではなからうか。それゆえ当時の中国側が「日本国属（難）民」琉球人」と認めるはずのなかったことは、改めて繰り返し述べるまでもないことである。それについては一八八〇年頃、明治政府は駐華公使宍戸璣を現地談判の全権として「琉球分島改約案」に関する交渉に当たらせていたが、このような交渉の事実が既に一八七五年の台湾事件当時においては琉球の帰属に関する交渉、つまり「日本国属（難）民」琉球人」という問題には未だ決着がついていなかったことを裏付けていると言える。逆にいえば台湾事件の当時、琉球の帰属問題が既に決着していたとすれば日本側は何故に宍戸に命じて「琉球分島改約案」を交渉させたのであろうか。そうでなければ先に大久保が「政局ニ難至」「各国ヨリ異論」と心配していたことも無意味な結果に終わってしまうというものである。

(2) 台湾出兵に関する大義名分の検討

一八七一年十二月、琉球難民が台湾の先住民に殺害される事件が起こった時、琉球王国はその事実を日本政府に報告しなかった。それゆえ「生蕃膺懲」などの要求も当然に起こらなかった。日本政府が事件について知ったのは、渡清中の弁務使柳原より翌一八七二年五月十九日付の報告によってである。この事件を口実に日本政府は事件発生から三年近くも経過した一八七四年四月九日に台湾出兵をした。しかし、この事件だけでは台湾出兵の大義名分が成り立ち得ないことを恐れた日本政府は、出兵の直前に台湾東部で起こった日本国小田県備中郡の佐藤利八らの漂流難民事件を利用して出兵の口

実に加え、軍事行動を採ったのである。<sup>(29)</sup> 実際には佐藤利八らの漂流難民事件が台湾出兵の口実としては利用できない問題であったにもかかわらず、強引に利用したのである。

一八七三年三月八日、日本国小田県備中郡（現在の岡山県小田郡）の人である佐藤利八らが暴風に遭って台湾東部の馬武窟（卑南）に漂着し、高山（砂）族の卑南社酋長である陳安生に救われて台湾府城の台南經由で台湾地方官吏の手により上海の日本領事館へ護送された。しかも、この事件では中国側は日本政府より救護の感謝状をもらっている。日中両属の下にある琉球王国の漂流難民事件を大義名分として台湾出兵を強行するのはその正当性を問われるので、明治政府は翌年の台湾出兵に際しては佐藤利八などの日本国民が漂着した折、「生蕃」に「略奪」されたと称して出兵したという。これに対し清朝政府は次のように日本側の台湾出兵の「大義名分」を斥けている。

貴国謝函具在、並未涉及劫掠一言……〈中略〉……所賞之人、即所誅之人、貴国未必有此政体。<sup>(30)</sup>

一八七四年八月、柳原が総理衙門に提出した照会文には「戕害我琉球民五十数名、強奪備中難民衣物<sup>(31)</sup>」と述べられており、琉球人だけではなく備中難民も含めてあるが、このことも出兵の大義名分が成り立ち得ないと判断したからである。このような日本側の出兵の口実に対して総理衙門はつぎのように反論した。

若謂其戕害琉球民、則琉球国王应請命於朝廷；若謂強奪備中難民衣物……〈中略〉……应由貴大臣照会本衙門弁理。<sup>(32)</sup>

総理衙門の見解を分析すれば、この事件に関する処理方法は概略つぎのような内容になる。

一 琉球を指す場合…

琉球は中国の属国であり言い換えれば「中華世界帝国」<sup>(33)</sup>の一部であるから、この事件については琉球国王が「中華世界帝国」の中央政府である中国朝廷に上奏して政府の処理を待たなければならぬこと。

二 備中を指す場合…

日本側は二七一年の日中修好条規に基づき両国の修好を前提として、まず外交ルートを通じて駐華公使柳原より中国側に照会を出し、中国側の処理結果を待つべきであること。つまり日本側としてはまず最初に平和交渉という方法を第一に採るべきであるとしていること。

日本側の掲げた台湾出兵の口実の中で、特に李鴻章をはじめとする中国側の憤慨を呼んだのは、琉球難民のために台湾出兵を行なったという中国側にとっては到底納得のできない点であった。

琉球は我れの属国であり、難民が害を被り、我れは自ら懲罰を斟酌し、日本とは何の関係があるのか！<sup>(34)</sup>

中国の属国である琉球の要請なしに日本側が勝手に中国の属国である琉球のためと称して中国の領土である台湾に出兵したことは、中国側にとっては憤慨の念を禁じえないところであった。要するに「琉球難民のために出兵した」と日本側が主張する大義名分は中国側に拒否されたのである。それゆ

え日本側の露骨な侵略に対し中国側は台湾に軍隊を派遣したのである。

以上に述べた点からも明らかのように、明治政府の台湾出兵に関する口実は仮にそれが琉球難民のためであったにしても、また備中難民のためであったにしても余りにも露骨で到底「大義名分」としては成り立ち得ないものであった。

### (3) 琉球王国の態度の考察

日本の台湾出兵に対して琉球王国側がどのような行動を採ったか、既に中国側が宗主国として救済済みであったところに加えて、更に明治政府が二重の救済を行なったことについて琉球王国側がどのように受止めたかという点は、日本の台湾出兵に関する「大義名分」の成立経緯と事件当時の琉球側の帰属決定に関して論じるためのキーポイントとなる問題である。

台湾出兵という日本側の一方的な軍事行動の結果、日中両国間に緊張が高まった一八七四年の五月中旬に至っても、琉球側は依然として宗主国たる中国に朝貢使を派遣して属国としての忠誠を表していた。勿論、琉球側が採ったこのような行動は琉球のために台湾の「生蕃討伐」に出兵したものであるとする日本政府の立場を否定した行動である。とくに琉球帰属の問題をめぐり日中両国が争っている最中に、閩浙総督のもとに使節を派遣して琉球難民の救助に対する謝意を表したり、台湾府に三百両の謝礼金を贈ったことなど、琉球国王が矢継ぎ早に採った一連の行動は台湾出兵を正当化しようと

する明治政府には打撃であつたに違いない。それだけではない。台湾事件終了後の一八七五年、琉球側は清朝光緒皇帝の即位礼に際しても属藩として慶賀を行うなど、中国に対しては従来通りに藩臣としての忠誠心を示している。その折、日本国駐華代理公使の鄭永寧は琉球使節の慶賀を再三にわたり差止めようとしたが、中琉宗藩関係の存続を堅持しようとする琉球側の使節により鄭代理公使の差止めは拒否された。琉球使節は列国公使らの面前で慶賀の強行により中国側に対し藩臣の礼を尽くして中琉間の宗藩関係を存続させる意志を堅く顯示したのである。<sup>(35)</sup>

これに対し大久保は中国から獲得した「撫恤金」で「蒸気船」を購入し同年三月、琉球の遭難者ではなく琉球政府に対しては「蒸気船」を、佐藤利八をはじめとする備中難民の全員および遭難者に対しては「撫恤米」を与えて、台湾出兵が琉球のために行われたものであるとして日本側による琉球領有の主張を正当化しようとした。小田県備中郡の難民佐藤らは「日本国属(難)民」として「撫恤米」を受領したが、琉球政府は蒸気船の受取りを謝絶したばかりではなく遭難者に対する「撫恤米」までも「救済ずみ」との理由で受取ることを拒否した。<sup>(36)</sup>「救済ずみ」に加えて更に救済を重ねようとしたのは明治政府の謀略であり、明治政府の意図した方向に解釈を導こうとする陰謀でもあつた。しかし琉球難民に施そうとした救済も琉球側に拒否されてしまい、明治政府が画策した「日本国属民」「琉球人」という陰謀の論理創出の基盤は成立しなかつた。

以上の観点から判断すれば「日本国属民」とは、むしろ日本國小田県の漂流民であつた佐藤利八ら

を指していることになる。中国との宗藩関係を維持せんがために日本による征台中も中国に対して朝貢や慶賀を行ないつづけていたことは、正に琉球が宗主国たる中国に対し属藩としての臣節を尽くしつづけるという忠誠心を明確に表していたものといえる。それゆえ駐日米国公使ビングラムは英国公使パークスに対し「琉球島ハ小国ナリ…〈中略〉…日本ト清国ト両国ヨリ保護シ、其俣ニ致シ置カレナバ宜シカラン」と述べているのである。ビングラムの見解に賛意を表したパークスも一八七九年一月十三日、外務卿寺島宗則に「清国へ貢進スル上ハ琉球島ハ清国へモ属スル事ト思ハル」と言つて「台湾事件ノ節」に琉球の帰属がすでに解決されたとする寺島に対し、「台湾事件ノ節清国ト貴国トノ約款ヲ見ルニ左様ノ文面無之候」と反論している<sup>(37)</sup>。つまり欧米側の観点からしても一八七四年の台湾事件の結着時点において琉球王国の帰属は「互換條約」に規定されてはおらず、それゆえ琉球問題も未解決のままであるとされていたのである。端的に言えば、当時の琉球王国は明治日本の排他的領有の下に置かれていたのではなく、依然として清朝中国の藩臣として日清両属の関係を続行しつづけていたのである。

最後にこの事件を通して中国側の支払った金が「撫恤金」であったのか、それとも「賠償金」であったのかという点について述べる。この点に関し、総理衙門は台湾事件と同年の同治十三年九月二十二日付の上奏文において以下のように表明している。

兵費一層、關係体制、万万無此辦法…〈中略〉…遂告以中國敦念和好、只能不責日本此拳不是、

該国兵退之後、由中國自行查弁、其被害之人酌量撫恤。該使臣仍執兵費為辭、臣等亦即決絕駁之。〔中略〕又、恐其誤会以撫恤代兵費之名、當告以中國實在只能辦到撫恤、並非以此代兵費之名。〔中略〕誠以該国貧狡無厭、其欲万不能償。雖就撫恤弁理、而為數過多、是無兵費之名、而有兵費之實、亦無容遷就也。〔中略〕遂告以中國既允撫恤、祇能實弁撫恤、即使加優、數不能逾十萬兩。〔中略〕伏查此案、實由日本背盟興師、如果各海疆武備均有足恃、事無待於弁論、勢無虞乎決裂。今則明知彼之理由、而苦於我之備虛。<sup>38</sup>

この上奏文を精読すれば当時、中国側の支払った金の趣旨が賠償金（「兵費」）ではなく救済金（「撫恤銀」）であったことは一目瞭然である。

## 結論

国際法学者皆川洸によれば、条約解釈の主要原則は次の六ヶ条であるとされている。

- 1 条約原文の尊重：条約はあるがままの条文に基づいて解釈されるべきである
- 2 自然・通常の意味：特定の表現は、それが現われている文脈において、自然な、通常の意味が与えられるべきである（ただし、それが別の意味で解釈されるべきことの直接証拠があるか、またその解釈が不合理な結果をみちびくのではないことを条件として）
- 3 条約は（特定の章、節も）全体として解釈されるべきである

4 実効性の法則：条約はその目的を考慮し、その通常の意味および条約の他の部分と両立する限りもつとも完全な効果が与えられるように、また理由と意味が条文のあらゆる語に付与されるように解釈されるべきである

5 後の実行 subsequent practice の法則：条約に関する当時国の後の実行は、その正しい解釈が何であるかに関する確実な証拠を提供しうる

6 当時性 contemporaneity の法則：条約の用語は、それが締結された当時において有していた意味に従って解釈されるべきである<sup>(39)</sup>。

上述の条約解釈の原則に従えば、国際法における条約解釈の第一歩は条約の正文の意味を説明することが解釈の基本原則となる。条約の正文を離れて当時国の意志を探求することは出来ない。条約の正文の意味は、正文の文言の通常の意味にとられるべきである。また条約は全体として読むべきものであること、その意味は特定の句—文脈から切り離された二つ以上の意味に解釈できるような—のみに基づいて決定されるべきものでないことは言うまでもない。更に、他の当時国によって受諾された文書でない一方的な文書は条約の解釈上においては文脈の一部とは認められない。一般論として、条約に規定されている文言の解釈は条約の締結前や締結中に合意が成立したときは、その合意は条約の一部を形成するものと認められる。条約の締結後に条約に規定されている文言の解釈をする場合、当時国の他方の合意に基づく解釈は認められる。もし条約の規定に関してなんらかの曖昧な点がある時

は、条約に基づく当時国または関係国間の実際の行動を調べれば真の意味が明らかになる。要するに当時国の合意は条約の正文に具体化されているから、条約解釈の基礎である正文の文言の自然的かつ通常的な意味に解すべきである。条約の正文は、その条約文全体の文脈において誠実に国際法の原則に照らして解釈されるべきである。<sup>(40)</sup> 以上のような国際法における条約解釈の原則に基づき日本側による「互換条約」の解釈を考察してみよう。

「互換条約」の成立は日中両国の合意に基づいたものである。勿論、条約締結に際し両国間で合意を見なかった文言は条約文から除外されている。除外された文言とはどのような内容であったか？それについては既に本文において詳述したように、中国側より拒否された「琉球難民のために台湾に出兵した」という件である。それにも拘らず「互換条約」の締結後に至り、日本側は中国側より拒否されかつ日中両国間においても全く交渉すらされず、したがって当然に合意などには達しているはずのない「琉球難民のために台湾に出兵した」とする件の内容を以て一方的に条約を解釈したのである。条約交渉において拒否され、かつ全く交渉すらされずに除外された内容の文言を以て条約締結後に至り締結された条約の解釈をしていることは、国際法の条約解釈の基本原則に反するものであり大きな誤りと言える。

具体的に内容の検討をするならば、「互換条約」中に「琉球」と明記されていないかぎり国際法上の条約解釈においては「日本国属（難）民」を「琉球人」と「一方的」に宣言することはできない。

たとえそのような宣言が一方的になされても、その宣言が法的効力を持たないことは言うまでもない。何故ならばその文言は中国側の「合意」に基づいた文言ではなく、当時国の一方の都合だけで勝手に条約文全体の文脈からは切り離されて、それ自身の独立した意味をもつだけの文言で「特定の句」、例えば「日本国属民」、「日本国：被害難民」、「保民義挙」というようにそれ自身の意味しか読み取れない文言だからである。次に日本側が採った「実際の行動」面について考察してみよう。台湾出兵に際し、日本側が掲げた出兵の「大義名分」は備中難民事件と琉球難民事件の二つの事件であった。事実、日本側の台湾出兵の目的は備中難民事件のためであったのか、それとも琉球難民事件のためであったのだろうか？一般には一八七一年の事件勃発から既に三年近くも経過した琉球難民事件のために出兵したと考えるよりは、むしろ一八七四年の台湾出兵の直前に勃発した備中難民事件のために出兵したと考えることの方が常識的かつ合理的な判断であるといえる。さらに日中交渉会議において中国側が提起した中琉宗藩関係論に直面するや、日本側は琉球の帰属問題に関しては交渉しないようにすべしとの意図的な命令を発している。それにもかかわらず条約締結後に至り「日本国属(難)民」を「琉球人」と結び付け、論理的にも矛盾した解釈を一方的に行うなどの行動面においても矛盾を犯している。日本側によって採られたこのような行為は国際法の「*contra proferentem*」<sup>41)</sup>不明りような条文はその提案者に不利に」解釈されるという原則に照らしても全く通用しないことである。

次に琉球側の行動について考察してみよう。国際法の観点からだけでなく特に「中華世界秩序原

理<sup>(42)</sup>」という観点からするならば、中琉宗藩関係において琉球難民事件とは詰まるところ「中華世界帝國」すなわち中国と属藩間の内政問題ということになる。それゆえ日本側とは関係なく、中国自身の手で事件の処理をすればそれで解決済みとなるわけである。逆にいえば、琉球側が事件に対する干渉の要請をしないかぎり日本側には干渉する権利がないのである。まして琉球側には事件に関する日本側の介入を要請する意志など毛頭なかったばかりか、逆に日本側より下賜された撫恤米や蒸気船の受取りまでも拒否したのである。これとは対照的に琉球国王は閩浙総督のもとに使節を派遣して琉球難民の救助に対する謝意を表したり、台湾府に三百両の謝礼金を贈るなど、さらに中国側に対しては朝貢や慶賀を行ないつづけたのである。琉球側の採ったこのような行動が、日本側の意図した「日本国属（難）民Ⅱ琉球人」という陰謀を拒否する態度であったことは一目瞭然である。それゆえ「互換條約」の締結後に日本側の奇策により編み出された「日本国属（難）民Ⅱ琉球人」なる自分勝手な解釈は到底琉球側には受け入れられるはずがなく、またそのような解釈も成り立たないのである。

最後に、中国側の見解と行動について述べよう。琉球難民に対する中国側の撫恤は日本側の台湾出兵以前に既に済まされていた。それゆえ十萬兩の撫恤銀は当然に小田県備中郡の日本国「難民」に対して与えられた金である。また当時の国力から判断しても、中国は日本側に屈するような状態にあつたわけではなく、<sup>(43)</sup>戦争によって日本に敗北したわけでもない。中国側は琉球王国が中国の属藩であることを強く主張したのであり、同時に琉球の難民事件が中国の内政問題で日本側とは何ら無関係の

問題であるとして反駁したのである。更に中国側が台湾に派兵をして日本軍と対峙したことは、日本側の打ち出した台湾出兵という強硬策に対し主権の防衛策としてやむをえず採られた中国側の自主防衛の手段でもある。このような点から判断すれば、中国が日本に屈して「互換條約」で「日本国属（難）民」琉球人」なる空論を承認したとする従来の観点が明らかに誤りであることは否定できない。それゆえ

日清間に締結された「互換條款」では、今回の日本の出兵は「日本国ノ属民等」が「台湾生蕃」に殺害されたのにたいして発動されたもので、もともと「保民義挙」であり、中国はこのことを否定しない、とされた<sup>(44)</sup>。

といわれるように「日本国属（難）民」琉球人」とした従来の定説は間違いであると結論づけられる。以上当然のことながら「互換條約」そのものは琉球の帰属について論断したものではない。また、同条約が琉球の帰属を規定する条約でなかったことも既に述べた論証から明らかであろう。それゆえ「互換條約」に関する明治政府の主張の仕方は歴史的事実を歪曲するものであり、一部の学者もまた詳查せずに先入観にとらわれて歪曲された歴史的事実を受け継いで、俛と明治政府の宣伝に乗ってしまい、その結果が現在に至るも未だ誤った見解を持ちつづけたままであると言える。このような歪曲された歴史事実と歪んだ見解を矯正するのが本小論の書かれた目的の一つでもある。台湾事件により締結された日清「互換條約」において琉球の帰属は決定されなかったと結論づけられる。

注

- (1) 『日本外交文書』第七卷、10・13号文書。
- (2) 田保橋潔「琉球藩民蕃害事件に関する考察」『市村博士古稀記念東洋史論叢』富山房、東京、一九三三年、頁663～688。

日本側は、一八七一年末までは中国より冊封されていた琉球「王国」を未だ琉球「藩」に改めていない。それを何故に「琉球」藩“民蕃害事件”と言ったのか、その理由が政治的配慮によるものであったのか否かは明らかでない。
- (3) 『籌辦夷務始末』同治朝卷九十八、頁16～17。

佚名編『同治甲戌日兵侵台始末』（『近代中國史料叢刊』続編第100輯）文海出版社、台北、出版年月不詳、頁178～179。

王元穉輯『甲戌公牘鈔存』（『台湾文献叢刊』第三十九種）台湾銀行、台北、一九五九年、頁145～146。

金井之恭編「使清辦理始末」『明治文化全集』第十一卷外交編、日本評論社、東京、一九六八年、頁145～146。

『日本外交文書』第七卷、186～187号文書。

松田道之編『琉球処分』（下村富士男編『明治文化資料叢書』外交編所収、風間書房、一九六二年）、頁76～77。
- (4) 同上。
- (5) 日本史籍協会編『大久保利通文書』第6、東京大学出版会復刻版、一九六八年、頁168。
- (6) 大隈重信『開国大勢史』早稲田大学出版部、一九一三年、頁二二一六。
- (7) 日本史籍協会編『大隈重信関係文書』第2、東京大学出版会復刻版、一九七〇年、頁468～469。

- (8) 栗原純「台湾事件（一八七一—一八七四年）—琉球政策の転機としての台湾出兵」『史学雑誌』第87編9号、一九七八年九月、頁83。
- 佐藤誠三郎「明治七年台湾事件日清両国交換文書」『歴史教育』第六卷三号、一九五八年三月、頁69。
- (9) Hosea Ballou Morse, The International Relations of the Chinese Empire, vol.II, Shanghai, Kelly and Walsh, 1911, p.275.
- Leonard Gordon, "Japan's Abortive Colonial Venture in Taiwan, 1974," in The Journal of Modern History, vol.LXXXVII No.2, June 1965. pp.181—182.
- Hyman Kublin, "The Attitude of China during the Liu-chiu Controversy, 1871—1881," in Pacific Historical Review, vol.XVIII, No.2, University of California Press, N.Y., May, 1949. p.220.
- Sandra Caruthers Thomson, "Filibustering to Formosa: General Charles Le Gendre and the Japanese," in Pacific History Review, vol.XI, No.4, Nov. 1971, p.454.
- (10) H. B. Morse, op. cit.
- (11) 金城正篤『琉球処分論』沖縄タイムス社、那覇、一九八〇年、頁56—57。
- (12) H. Kublin, op. cit.
- S. C. Thomson, op. cit.
- (13) 方豪『中國近代外交史』第一卷、中華文化事業出版委員會、台北、一九五五年、頁172。
- 丘宏達『關於中國領土的國際法問題論叢』台湾商務印書館、台北、一九七五年、頁18。
- 林子候『台湾涉外關係史』自印本、台湾嘉義、一九七八年、頁302。
- 王繩祖『中英關係史論叢』人民出版社、北京、一九八一年、頁62。
- 黃大受『台湾史綱』三民書局、台北、一九八二年、頁188。

陳碧笙『台湾地方史』中國社会科学出版社、北京、一九八二年、頁152。

郭廷以『台湾史事概説』正中書局復刻版、台北、一九八四年、頁163～164。

ほとんどの中国人学者は日本側が琉球を合併できたのは「互換条約」に拠る結果であったと信じ込み、清朝政府の条約締結の責任を追及している。しかしこのような見方は「互換条約」の締結以前に、既に日本側が琉球を制御していた事実をほとんど無視しているばかりではなく、明治政府側の帰属宣伝に乗せられてしまった結果であるように思われる。事実がどうであったかは今後の研究に待たなければならぬが、緻密な分析を蔑ろにして性急に琉球帰属の責任を云々したり、琉球帰属の法的効力をこの条約に求めるのは妥当とはいえない。

(14) 蔣廷黻編著『近代中國外交史料輯要』中卷、商務印書館、上海、一九三四年、頁107。

(15) 王芸生編著『六十年來中國與日本』第一卷、三聯書店、北京、一九七九年、頁99・159。

(16) 松田道之編『琉球処分』(下村富士男編『明治文化資料叢書』外交編所収、風間書房、一九六二年)、頁78。

(17) 伊藤博文公編『秘書類纂』外交編下卷、秘書類纂刊行会、一九三六年、頁282。

(18) 松田、前掲史料、頁27～28。

(19) 前掲『日本外交文書』第七卷、109号文書。

前掲『籌辦夷務始末』同治朝卷九十六、頁36～37。

前掲『同治甲戌日兵侵台始末』頁105～106。

(20) 前掲『日本外交文書』第七卷、103号文書。

前掲『籌辦夷務始末』同治朝卷九十六、頁38～40。

前掲『同治甲戌日兵侵台始末』頁106～108。

- (21) 中央図書館台北分館蔵『處蕃提要』第四卷、頁2～3；第五卷、頁13。  
 国会図書館憲政資料室蔵『岩倉具視文書』159、「處蕃始末」十八、甲号。  
 藤井志津枝『日本軍國主義的原型』三民書局、台北、一九八三年、頁223～224。
- Cho Jen-hua, "The Taiwan Incident and the Diplomatic and Consular Missions in Japan." *Nanyang University Journal*, Vol. VI, 1972, P.173.
- Edwin Pak-wah Leung, "The Quasi-war in East Asia : Japan's Expedition to Taiwan and Ryukyu Controversy," *Modern Asian Studies*, Vol.17, part 2, April 1983, p.264.
- (22) 『日本外交文書』第七卷、1号文書。
- (23) 『日本外交文書』第七卷、13号文書。
- (24) 金城、前掲書、頁56。
- (25) Edwin Pak-wah Leung, *op. cit.*, p.278.
- (26) 『李文忠公全集』、「朋僚函稿」卷19、頁1。
- (27) 張啓雄『國際秩序原理の葛藤—宗属關係をめぐる日中紛争の研究—』東京大学社会学研究科国際關係論博士論文、一九八九年、頁36～51、74～76。
- (28) 『日本外交文書』第五卷、121号文書、附記「同治十一年四月初五日京報」。  
 松田、前掲史料、頁23～24。
- (29) 日本側は台湾出兵の「大義名分」が「牡丹社事件」だけでは不十分であると痛感したので、この事件に加え更に「佐藤利八事件」を事件として仕立て上げた。しかし、それでもなお不十分であると思われるので同（一八七四）年旧曆四月、成富清風ら一行を劉穆齋などの仮名で台湾に派遣し花蓮港で岐菜「生蕃」に劫掠されたとする「劉穆齋被劫失銀案」を捏造した。しかし查弁された「生蕃」が成富清風ら一行の来

台時に持参した城主静の親筆による荷物の「預かり証明書」などを提出したためにデッチあげの事実がばれ、四ヶ月間にわたるこの事件は解決した。事件については下記の史料を参照。

王元禔、前掲史料、頁89～124。

(30) 前掲『籌辦夷務始末』同治朝卷八十四、頁25～27。

前掲『同治甲戌日兵侵台始末』頁30～32。

伊能嘉矩『台湾文化志』下卷、刀江書院復刻版、東京、一九六五年、頁174～181。

松田、前掲史料、頁29～33。

(31) 前掲『日本外交文書』第七卷、109号文書。

前掲『籌辦夷務始末』同治朝卷九十六、頁36～37。

前掲『同治甲戌日兵侵台始末』頁105～106。

(32) 前掲『日本外交文書』第七卷、103号文書。

前掲『籌辦夷務始末』同治朝卷九十六、頁38～40。

前掲『同治甲戌日兵侵台始末』頁106～108。

(33) 張啓雄『國際秩序原理の葛藤——宗属関係をめぐる日中紛争の研究——』東京大学社会学研究科国際関係論博士論文、一九八九年、頁349。

張啓雄「新中華世界秩序構想の展開と破綻——李鴻章の再評価に絡めて——」『沖繩文化研究』16号、一九九〇年三月、頁232。

(34) 『李文忠公全集』、「朋僚函稿」卷19、頁1。

(35) 『日本外交文書』第七卷、59号文書。

国会図書館憲政資料室蔵『岩倉具視文書』159、「處蕃始末」18、甲号；同「處蕃始末」20、明治七年七月

七日、渡部等の林海軍大佐等への上申報告。

- (36) 松田、前掲史料、頁80～89。  
George H. Kerr 著・佐藤亮一訳『琉球の歴史』琉球列島米国民政府、琉球、一九五六年、頁278～280。
- (37) 松田、前掲史料、頁214～215。  
国会図書館憲政資料室蔵『宍戸璣関係文書』「明治十二年一月十三日英国公使來省外務卿トノ対話略記」。  
国学院大学図書館蔵『梧陰文庫・井上毅文書』R. 12、A 644。
- (38) 王元樾、前掲史料、頁140～145。  
前掲『籌辦夷務始末』同治朝卷九十八、頁11～17。  
前掲『同治甲戌日兵侵台始末』頁174～178。
- (39) 皆川洸編著『国際法判例要録』有斐閣、東京、一九六二年、頁31～58。
- (40) 横田喜三郎『国際法』Ⅱ、有斐閣、東京、一九七三年、頁436～448。
- (41) 「*contra proferentem*」—不明りような条文はその提案者に不利に—解釈されるのが、国際司法裁判所における条約解釈の原則である。この原則は国際法学界においては周知の事実である。条約解釈に関する国際法の判例については、詳しくは皆川、前掲『国際法判例要録』頁58を参照。
- (42) 張啓雄『国際秩序原理の葛藤—宗属関係をめぐる日中紛争の研究—』東京大学社会学研究科国際関係論博士論文、一九八九年、頁338～349。  
張啓雄「新中華世界秩序構想の展開と破綻—李鴻章の再評価に絡めて—」『沖繩文化研究』16号、一九九〇年三月、頁232。
- (43) F. O. 46. 182, Incl. 2 in Parkes' No.176, Parkes to Wade 24 Sept. 1874.  
石井孝『明治初期の日本と東アジア』有隣堂、横浜、一九八二年、頁146。

(44) 王繩祖、前掲書、頁49～51。  
沖繩県教育委員会編『沖繩近代史辞典』「台湾事件」条。